

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0209 )

第3回 栃木地方最低賃金審議会

令和2年8月5日 公開

開催日時	令和2年8月5日(水)	16時00分～16時30分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栃木県最低賃金の改正決定について</li> <li>2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について(諮問)</li> <li>3 その他</li> </ol>		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和2年度第3回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>本日は委員全員が出席され、本会議が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。</p> <p>また、報道機関2社が取材されていることを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めます。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようにお願いたします。</p>

	<p>審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議題（１）の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>本年度の栃木県最低賃金の改正審議につきましては、７月６日に開催されました第１回審議会において、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、専門部会に調査審議を付託したところです。</p> <p>その後、専門部会において３回にわたって審議を行い、先ほど開催された専門部会において、改正決定の採決が行われたところであり、その議決について、専門部会運営規定第９条に基づき報告があります。</p> <p>事務局は、専門部会報告書（写）を全ての委員に配付してください。</p>
事務局	— 専門部会報告書（写）を配付 —
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 専門部会報告書（写）を朗読 —
杉田会長	<p>以上が専門部会の報告となります。</p> <p>この専門部会報告により、当審議会において、引き続き審議を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>当審議会は公開で行われておりますが、審議会運営規定第６条但し書きによりますと、「素直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされております。この採決については、審議を非公開で進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	<p>それでは、審議を非公開として進めたいと思っております。</p> <p>傍聴人は、事務局の案内に従っていただいて、会場の外に出ただけですでしょうか。</p> <p>審議が終了しましたら、再度御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	— 傍聴人等を会場の外へ案内 —
非公開	— 非公開 —
杉田会長	<p>それでは、審議を再開します。</p> <p>以降の審議については公開としますので、事務局は、傍聴人を審議会場に案内してください。</p>

事務局	— 傍聴人を審議会場に案内 —
杉田会長	それでは答申文を審議します。事務局は、答申文（案）を委員に配布してください。
事務局	— 答申文（案）を配布 —
杉田会長	事務局は、確認のため朗読してください。
事務局	— 答申文(案)を朗読 —
杉田会長	この答申文（案）について、御意見ございますか。
各代表委員	— 意見・質問等なし —
杉田会長	それでは、答申文について、原案のとおり決定いたします。 なお、手元の答申文の（案）を削除して、本日、5日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。また、答申文の（写）も準備してください。
事務局	— 答申文を作成、（写）を配付 —
杉田会長	ただ今から、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長に答申を行います。 それでは、局長、よろしくお願いします。
会長、局長	— 答申文を手交 —
杉田会長	ただ今、栃木労働局長に答申しました。ここで、局長より挨拶があります。
局 長	ただいま、杉田会長より、答申をいただきました。 栃木地方最低賃金審議会や栃木県最低賃金専門部会の委員の皆様には、熱心に御審議いただきましたことはもちろんですが、7月6日に、私が諮問させていただいた以降、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、暑い中、精力的な御審議を賜り、本日の答申をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。 当局としては、本日、答申いただきました内容を踏まえて、栃木県最低賃金の改正を決定して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。 栃木県最低賃金の改正決定の御審議、そして本日の答申、誠にあり

	<p>ありがとうございました。</p>
杉田会長	<p>ありがとうございました。 次に、議題（２）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。 既に設定されている塗料製造業をはじめとした６の産業の最低賃金の改正決定の必要性について、局長から諮問が行われます。</p>
事務局	<p>— 諮問文を局長へ —</p>
局長、会長	<p>— 諮問文を手交 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、局長より令和２年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問を受けました。 事務局は、諮問文の写しを全ての委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 諮問文(写)を配付 —</p>
杉田会長	<p>事務局は、諮問文を朗読してください。</p>
事務局	<p>— 諮問文(写)を朗読 —</p>
杉田会長	<p>事務局は、諮問の経緯等について説明してください。</p>
事務局	<p>— 申出状況及び審査結果等説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の説明に関し、御質問などはございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に、御質問等などが内容であれば、次に進みます。 続いて、議題（３）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見、質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特にないようであれば、事務局から栃木県最低賃金の公示から発効までの手続きと、今後の審議日程について説明してください。</p>
事務局	<p>— 栃木県最低賃金の公示から発効までの手続き及び審議日程について説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の説明について、御質問などございますか。</p>

各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開いたします。</p> <p>議事録への署名を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の審議会を閉会いたします。</p> <p>皆様、ありがとうございました。</p>